

東京医科歯科大学聴講生規則

〔平成16年4月1日〕
規則第184号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第3号）第56条第2項及び東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第4号）第49条第2項の規定に基づき聴講生について定める。

(聴講生)

第2条 聴講生については、東京医科歯科大学科目等履修生規則（平成16年規則第183号）第2条から第13条までの規定を準用する。この場合において、「履修」とあるのは「聴講」と、「単位を修得した授業科目」とあるのは「聴講を終了した授業科目」と、「単位修得の証明書」とあるのは「聴講証明書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。